

令和 6 年 10 月 18 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議員名 柳楽 真智子

調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったのでその結果を報告します。

記

1. 視察先

- ・三重県南牟婁郡紀宝町役場
- ・滋賀県野洲市役所

2. 視察内容

- ・マイタイムラインの策定について（紀宝町）
- ・生活困窮者支援及び債権管理条例の運用について（野洲市）

3. 視察の目的（市政との関連など）

- ・「紀宝町」では、昨年全国で初めて町全体でマイタイムラインを策定した。当市でも今後必要な取組みであるため、どのように住民を巻き込んでいたのかなどを視察するもの。
- ・「野洲市」では市税などの滞納を SOS シグナルと捉え、徴収業務を一元管理し、生活保護の一手手前で生活困難者を早期に発見、生活再建の支援に取り組んでいる。生活保護費の抑制につながる取組を視察するもの。

4. 期 間 令和 6 年 10 月 2 日（水） ～ 10 月 4 日（金）

5. 調査経費 38,544 円
（経費内訳 交通費 23,094 円、 宿泊費 15,450 円）

6. 視察のポイント・議員活動や市政への反映など

- ・地区タイムラインを作成し、全住民に避難行動を意識してもらうことが、マイタイムラインの作成にも繋がるのが期待できる
- ・状況を把握し、適切な支援に繋ぐことで生活を再建できれば、納税が可能となり生活者と行政の双方にメリットがある。

7. 視察内容

（詳細は別紙のとおり）



【三重県紀宝町】マイタイムラインの作成について

○紀宝町では平成 23 年に発生した台風 12 号による紀伊半島大水害を経験し、

- ・大自然の力には、人間は敵わない。
- ・大規模災害は必ず起こる。
- ・大規模災害は被害の予想が困難。
- ・大規模災害は役場だけで対応できない。
- ・平時からの心構えと準備。
- ・早めの防災行動や避難。

これらが重要との教訓と課題を得て、《人の命が一番》 大災害に備え、安心・安全で災害に強いまちづくりを目指して、タイムラインによる防災対策を始められた。

○タイムラインの策定のために「タイムライン策定検討部会」を立ち上げ、役場・気象台・道路管理者・河川管理者・県・自治会自主防災・社会福祉協議会・警察・医師会などで構成されている。

○タイムライン防災とは、事前に予測ができる台風や前線などを要因とする風水害に対し、地域の防災関係機関が「いつ（どのタイミング）」「何を（どのように防災行動）」「誰が（各主体の役割）」の 3 つの要素を協議し、防災行動計画として整理したものである。

○自治体のタイムラインと地区タイムライン（コミュニティタイムライン）を連動させることで、住民の命を守るために、個人・地区・行政それぞれがなすべき防災行動が明確になる。

○自主防災組織は 30 組織で、組織率は 100%である。

○タイムラインの導入による効果

- ・災害の振り返りを行うことで、課題や教訓の継承ができる。
- ・防災対応に必要な機関及び主体で構築するので、相互の役割が見える。
- ・協議作業で顔の見える関係を構築できる。
- ・「いつ」「何を」「誰が」を合言葉に事前に準備ができ、対応の漏れがなくなる。
- ・防災機関（縦横）の対応のバラツキが改善できる。
- ・先を見越した早め早めの対応が可能となる。
- ・発生現象と災害リスクを基に防災行動を規定することから、より実効的な計画となる。
- ・要支援者等の対応については、関係機関が連携することで早めの対応ができる。（紀宝町では「災害時における老人福祉施設の利用に関する協定」を締結している）

- ・防災対応がスムーズになることで、担当職員の業務も軽減される。
- タイムラインの運用により、早めに台風情報や詳細な気象情報を防災無線で周知することにより、自主避難者が増えてきた。また、平成 29 年の台風 21 号の際は河川管理者からの早めの情報により、住民による早めの避難を行ったため、河川の氾濫により床上浸水 73 世帯、床下浸水 63 世帯の被害が発生したが、救助活動を行う必要もなく、早めの行動が功を奏した。
- 自治会・自主防災組織のタイムライン運用
 - ・地域の防災意識が浸透してきた。
 - ・自助の意識も見えてきた。
 - ・早めに要支援者を福祉施設に送ったり、明るいうちに高齢者を避難させることができた。
 - ・夜に雨脚が強くなったが、早め・明るいうちの避難が進んでいたため、支援者の安全も確保でき、ピーク時には消防団も安全な場所に避難できる。
- タイムラインの進捗管理を行うために、タイムラインをシステム化した。
- 町単独で、雨量計・(7 か所) や水位計 (3 か所) を設置。
監視カメラを増設 (5 か所)。
- 地域に必要な情報 (雨量・河川の水位など) を一元的に集約し、Web 上に表示。
避難所にタブレットを配備し、必要な情報等を取得できるようにした。
(全自主防災組織にタブレットを配備している)
- 南海トラフ地震に備え、地震津波タイムラインも令和 2 年 3 月に完成させた。
- 防災関連事業として、防災拠点施設・自家給油施設・防災備蓄施設・貯水施設 (6 か所)・配水池緊急遮断弁 (2 か所)・防災センター (2 か所) の整備。
- 非常用電源 (太陽光発電施設) 整備事業として 5 か所を整備し、蓄電池も設置している。
- 「地震・津波ルールブック」は、この一冊ですべてが分かるものにされている。

【所感】

「人の命が一番」を掲げ、平成 23 年からタイムライン作成に取り組まれた。台風が直撃する地域ということもあり住民の災害に対する意識は高いが、それでもなお丁寧な説明を繰り返し地区タイムライン (コミュニティタイムライン) の作成に取り組まれている。中でも自主防災組織の立ち上げは 100% となっており、それぞれの自主防災組織で地区タイムラインが作成されている。また、タブレットを活用して避難所開設の段階から自主防災組織主体の運営ができていることは、是非とも浜田市でも取り組みを進めていきたいと感じた。危険箇所マップには住民の意

見を取り入れながら作成されており、住民にとってより身近なものになっていると感じた。これまで一般質問でマイタイムラインの作成を強く訴えてきたが、まずは地区タイムラインをしっかりと作成し、全住民に配布して避難行動を意識していただくことで、マイタイムラインの作成にも繋がることを期待できると考える。この視察を参考に、今後も担当部局と連携しながら命を守る防災減災対策に取り組んでいきたい。

【滋賀県野洲市】生活困窮者支援及び債権管理条例の運用について

- 平成 25 年 12 月から平成 27 年 3 月末にかけて、「野洲市再建適正管理検討プロジェクトチーム」を立上げて、管理及び徴収の現状調査や適正管理の手法を検討。総務課主導で学校教育課、こども課、住宅課、環境課、上下水道課、市民生活相談課が参画。「市税等の強制徴収公債権は除く」となっていたため、税務課（納税推進室）はチームに入っていない。
- 滞納者⇄多重債務者⇄生活困窮者のパターンは多く、市民生活相談課と納税部局が連携。
- 生活再建の視点を踏まえた条例を基に、生活困窮者の支援を行うため、平成 27 年 4 月 1 日から「野洲市債権監理条例」が施行された。
- 条例の目的は、債権管理の適正化を通じて、健全な財政運営を行うとともに、市民生活の安心の確保に資すること。
- その効果とねらいは、
 - ① 生活困窮者を発掘し自立支援を行う
 - ② 滞納者のストレスや不安を減らす
 - ③ 債権管理や情報の一元化による効率化
 - ④ 不良債権の整理
 - ⑤ 法的手段（訴訟）に関するノウハウの蓄積
- 「野洲市くらし支えあい条例」を平成 28 年 10 月 1 日に施行し、条例の第 23 条では、「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。」と明記されている。
- 第 24 条では、「市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。」とされている。
- 「市長は、生活困窮者等に公租公課の滞納があったときは、迅速かつ的確に野洲市債権管理条例による措置を講じ、その者の生活の安心確保に努めるものとする。

る。」と示されている。

○一人ひとりに応じたメニューをその都度考えている。

就労支援・・・やすワークの活用。面接練習、スーツなど物品貸出、あっせん
(野洲市内にハローワークが無い場合、庁内に出先機関を設置)

病気なら・・・きちんと医療を受けられるようにする

国保資格証明書ではなく、短期証を発行している

借金なら・・・債務整理、過払い金の回収

(過払い金回収の成功体験はたくさんある)

収支破綻・・・家計相談

○滞納は、困っていることを行政に知らせる **SOS** である。生活が苦しい方は相談に来る余裕もないことから、様々な接点や情報をチャンスと捉えて、こちらから働きかけなければ最も困難を抱えた方とは繋がることすらできない。

○生活困窮の原因は多種多様で複雑化している。日本の場合サポート体制が脆弱で、更生しようとしても難しい社会で過剰な自己責任が求められる。そのためにセーフティーネットを張り巡らせることが重要である。

○困窮者の問題が軽微なうちに相談してもらう方が生活再建しやすく、生活再建とともに納付額も上がる。

○市民生活相談課があることで、各機関との連携ができやすくなっている。

【所感】

「滞納は困っていることを行政に知らせる **SOS** である」との捉え方は大変重要と感じた。コロナ禍の影響なども含め、様々な要因で生活が困窮してしまうことは、誰の身に起こるか分からないと考える。税の滞納に限らず、水道料金や保険料などを納められない方の状況を把握し、適切な支援に繋ぐことで生活を再建できれば、納税が可能となり、生活者と行政の双方にメリットがある。組織・所属の枠を出れば、事務負担は下がり成果が上がる。「野洲市債権管理条例」「野洲市くらし支えあい条例」が制定されていることで、支援や体制が明確になることで、より効果的に生活困窮者等の支援が進むことから、浜田市でもまずは滞納者などの情報からより早めの状況把握に努め、改善に繋げるための参考となるよう、執行部に提案していきたいと考える。